

令和元年第 6 回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和元年 9 月 1 8 日（水）

江東区教育委員会

令和元年第6回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和元年9月18日（水）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和元年9月18日（水）午前10時48分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男（教育長）、橋本俊雄（教育長職務代理者）、
進藤孝、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
岩井教育委員会事務局参事 庶務課長事務取扱、
谷川学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、
伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、
池田地域教育課長、栗原江東図書館長、
山崎文化観光課長

6 報告事項

- （1）江東区立学校における働き方改革推進プランの改定について
- （2）江東区立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について
- （3）令和元年度「全国学力・学習状況調査」の江東区の状況について
- （4）平成30年度 江東区のとしょかん（事業概要）について
- （5）第二次江東区こども読書活動推進計画進捗状況について
- （6）江東区文化財の登録内容の変更および登録について
- （7）江東区無形文化財保持者の認定解除について

7 審議概要

岩 佐 教 育 長 おはようございます。ただいまより、令和元年第6回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議に、眞貝委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。鈴木委員、橋本委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

議事進行上の関係から、報告順序を変更し、報告事項6及び報告事項7を先に報告することといたしたいと存じます。

それではまず、報告事項6、江東区文化財の登録内容の変更および登録についてを事務局より説明願います。

山崎文化観光課長 それでは、江東区文化財の登録内容の変更および登録についてご説明いたします。資料6をごらんください。

まず、文化財の登録内容の変更、史跡、干鰯場（永代場）跡、佐賀2－9.12付近と、2番目の文化財の登録の史跡、干鰯場（元場）跡、佐賀1－14.15.17.18付近をあわせてご説明いたします。

干鰯場は、魚肥である干鰯、しめかすの取引市場で、江戸時代に深川の4カ所に設けられ、それぞれ、銚子場、永代場、元場、江川場と呼ばれておりました。これらを干鰯場（銚子場）跡、干鰯場（永代場）跡、干鰯場（江川場）跡として区としては正規登録しておりましたが、このうち、干鰯場（永代場）跡については永代場と元場をまとめて登録しておりました。

しかし、昨今、調査の結果、永代場と元場を分けて登録することが適当と認められたため、干鰯場（永代場）跡を永代場のみとする内容変更を行うとともに、干鰯場（元場）跡を新たに登録いたしました。

続きまして、Ⅱの文化財の登録、有形文化財（建造物）、（1）旧渋沢家住宅（部材）、木場2－15－3、清水建設東京木工場、清水建設株式会社でございます。こちらは、明治から昭和にかけて、渋沢栄一氏とその家族が暮らした住宅でございます。

明治9年、深川福住町に転居した栄一氏は、2階建ての表座敷を新築するなどして深川で暮らしました。同21年、栄一氏は日本橋へ移り住みますが、深川福住町の住宅は渋沢家の住まいとして使用されておりました。数度の増改築と移転を経て、住宅は、平成3年に青森県の六戸町へ移築され、文化財の指定を受けておりますが、その後、解体、移送されました。現在は部材の状態で一時保管されておりますが、今後、潮見二丁目へ移築される予定です。

深川で建てられた表座敷には、当初の形態や工法などがよく保存されております。また、和風と洋風を巧みに調和させた設計と施工技術及び意匠、用材の優秀さを備え、昭和初期に建設された和洋折衷の住宅として完成された姿を現代に伝える本建造物は、日本の近代住宅史上における貴重な建造物であることから、文化財保護審議会において区登録文化財として登録するよう答申を受け、登録したものでございます。

なお、青森県に建設されていたときの写真を、こちらの資料の裏面に掲載しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

岩佐教育長 それでは、本件について、質疑をお願いします。よろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。
続いて、報告事項7、江東区無形文化財保持者の認定解除についてを

説明願います。

山崎文化観光課長　　続きまして、江東区無形文化財保持者の認定解除についてでございます。資料7をごらんください。

無形文化財（工芸技術）、包丁製作の亀戸7-25-3、吉澤清様が区外転出のため、認定の解除をいたします。

なお、包丁製作は、地金に鋼をつけ鍛造したものを研ぎ出し、包丁をつくる技術となっております。

説明は以上でございます。

岩佐教育長　　本件について、質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長　　本報告を終了いたします。

なお、ここで、文化観光課長につきましては、他の公務のため退席いたします。

続いて、報告事項1、江東区立学校における働き方改革推進プランの改定についてご説明願います。

岩井庶務課長　　では、江東区立学校における働き方改革推進プランの改定について、資料に沿ってご説明いたします。資料は1番になります。ごらんいただきたいと存じます。

初めに、1、改定の背景でございます。まず、（1）国の動きでございますが、文部科学省は、今年1月、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法というものに規定いたします公立学校の教師を対象とした勤務時間の上限に関するガイドラインを定めたところです。このガイドラインでは、服務監督権者である教育委員会は、所管内の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとしておりまして、この件については、後ほど、議題2のところでは指導室長よりご説明があるかと存じます。

資料上段の表は、国のガイドラインにおける時間外勤務の上限時間を参考として記載しております。

次に（2）東京都の動きですが、都では、こうした国の動きを受けまして、今年5月に都立学校の教員の勤務時間の上限について方針を定めましたが、都の「学校における働き方改革推進プラン」では、週当たりの在校時間が60時間。つまり、時間外勤務が月80時間を超える教員をゼロにするという当面の目標を定めておりまして、この数字については、国のガイドラインや、都が今回改めて定めた方針に適合しておりません。このことについて東京都のほうに問い合わせをしたところ、プランでの目標値は当面の目標ということで、時間外勤務を月45時間以内にする方針を達成するまでの通過点として位置づけておりまして、プラ

ンそのものの目標値についての改定は予定していないということでございました。

こうした中、区の現行プランについてでございますが、区では、昨年10月に「江東区立学校における働き方改革推進プラン」を定めまして、計画的かつ速やかに施策を推進してまいりました。一方で、当プランでは、令和2年度以降の実施スケジュールについて明示しておらず、区として今後も働き方改革を推進するため、現在の取り組み状況や課題に即した形でプランを改定する必要性が生じております。

今後の重要課題としまして、主に3点ございます。まず1点目、勤務時間の把握ですが、本年4月に施行されました改正労働安全衛生法では労働時間の把握が義務化されました。また、国のガイドラインでも、在校時間をICTの活用やタイムカード等により客観的に把握することとしており、本区では、各学校園によって管理方法は異なっております。区教育委員会としまして、教員の勤務時間をより適正かつ客観的に把握するため、また、教員業務の効率化を推進するため、出退勤システムの導入を進める必要があるという状況でございます。

また、2点目、私費会計の管理適正化ですが、学校給食費や教材費等は私費会計、各学校で必要なお金を集金し、事業者へ支払いを行っており、滞納が発生した場合は教員が保護者に催促するなど、学校現場の大きな負担となっております。国では、公会計化、つまり保護者の負担金を区の歳入に、業者への支払いを区の歳出として予算化するように示しておりますが、課題も多いことから、区として今後どうするか、整理をする必要がございます。

3点目、専門スタッフの充実につきましては、今年度から導入したスクールサポートスタッフの効果検証に基づき、さらなる充実を図っていくほか、2点目の私費会計とも関連しますが、事務職員の活用についてもさらに検討していく必要がございます。

こうした状況を踏まえまして、3、改定の方向性についてですが、まず、区の現行プランでは、当面の目標を東京都のプランと同様としておりますので、東京都がプランでの目標値を改定しないことから、都費である教員の混乱を招かないよう、本区も当面の目標値については据え置くことといたします。

今回の本区の改定内容は、実施スケジュールについて、目標達成年度である令和4年度までの工程に改定するほか、和暦を平成から令和に修正するなど、現状に即した文言修正等を行うことといたしました。

恐れ入りますが、別紙になりますけれども、「江東区立学校における働き方推進プラン（改定案）」の冊子をお手元にご用意ください。資料1ページ、2ページをお開きいただきますと、1、プランの基本的な考えとして当面の目標等を記載しておりますが、この部分については、先ほどご案内のとおり改定しない方向で進めてございます。

また、資料の7ページ、8ページをお開きいただきますと、4、「プランの実現へ向けて」とありまして、右ページに、(5)実施スケジュールがございます。こちらに実施とある項目は既に実施しているものですが、先ほど説明しました1の(3)勤務時間の把握や、2の(1)から(3)については今後も取り組むものとして明示いたしております。

なお、6ページにお戻りいただきまして、上から4番目の学校閉庁日の設定でございますが、今年度は8月13日から16日の4日間としましたが、大きな問題等もなく終了いたしましたところでございます。来年度も同様に、8月11日火曜日から14日金曜日と、今年度と同規模での設定を予定しておりますけれども、来年度は東京オリンピック・パラリンピック2020大会の開催に伴う学校運営等への影響などを考慮しつつ、今年度中に方向性については決していく予定でございます。

改定内容の説明は以上となります。今後は、先ほどの重要課題、1、出退勤管理、2、私費会計管理、3、人的支援での検討を進め、働き方改革を着実に推進していきたいと考えてございます。

説明は以上です。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑を願います。

進 藤 委 員 大変だと思いますけれども、区の現行プランの2、今後の重要課題の中の出退勤システムの導入ということで、学校のタイムカードのパーセンテージはどのぐらいになっていますか。

それと、もう一つは、学校徴収金の徴収の内容等、給食費だとかいろいろなことがあると思うんですけれども、その辺を具体的にどのような形で先生方が苦勞なさっているかを教えていただきたいと思います。

伊 藤 指 導 室 長 出退勤の確認については、管理職の現認で行っています。その上で、タイムカードの導入については、各校の工夫において実施しているところです。現在のところ、3分の2程度の学校でソフトを導入し、対応を行っています。今後も、校長会との連携を進めてまいります。

また、徴収金についてですが、例えば、給食費については口座振替になっております。また、教材費として、必要な教材を購入する際の費用についても、基本的には口座振替という形で行っております。

一方で、例えば鍵盤ハーモニカのように兄弟間で使えるものなどは、個別徴収という場合が生じることがあります。そういったときなどは現金で集めるということが生じているのが現状です。

以上です。

岩 佐 教 育 長 よろしいですか。

進 藤 委 員 はい。

岩 佐 教 育 長 ほかに。

3分の2ぐらいはカードシステムが入っているということですが、あと残りの3分の1を何とか早く入るといいですね。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2、江東区立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針についてご説明願います。

伊 藤 指 導 室 長 それでは、江東区立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について報告いたします。資料2をごらんください。

まず、1、趣旨についてです。平成31年1月、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を示し、その後、令和元年5月に東京都教育委員会が「都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定しました。本区においても区のガイドラインや都の方針策定を受け、「江東区立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定することといたしました。

本方針の対象者ですが、義務教育学校等の教職員のうち区立学校に勤務する教育職員を対象といたします。

3、勤務時間の上限の目安時間についてです。2ページをごらんください。

まず、本方針における勤務時間は在校等時間といたします。その在校等時間とは、在校時間から休憩時間及び勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除いたものに、職務として行う研修や、児童生徒を引率している校外での時間を加えた時間となります。上限の目安時間は、1カ月の在校等時間の総時間から、いわゆる勤務時間条例で定められた正規の勤務時間、1日7時間45分になりますが、の総時間を減じた時間となります。これについて、1カ月で45時間、1年間で360時間以内とするものです。

特例的な扱いとしては、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情で勤務せざるを得ない場合、特例的な扱いを認めますが、その場合も時間外労働時間は1年間で720時間以内。45時間を超える月は年間で6カ月まで。連続する複数月の月当たりの平均は80時間以内とするものです。

4、在校等時間の把握についてです。このことについては、校園長が教育職員の在校時間を日々計測します。校外の時間や土日、祝日などの校務は、本人の報告等により計測します。

また、区教育委員会は、月ごとに各学校の在校等時間を把握いたします。勤務時間をより客観的かつ正確に把握し、集計するシステムの構築については、今後も予算要求を行ってまいります。

5、労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等についてです。休憩時間や休日の確保など、労働法制を遵守すること。在校時間が一定時間を超えた教職員への医師による面接指導等を実施してまいります。

6、学校における働き方改革の推進についてですが、本方針の実施に当たり、区立学校における働き方改革の取組を一層推進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、社会全体が取り組みの趣旨を理解できるよう、保護者や地域等に広く情報発信に努めてまいります。

報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、質疑をお願いします。

橋 本 委 員 時間外の特別的な扱いというところで、例えば部活とか引率とかも時間外というんですか、出張とか、いろいろなものが入ってくると思うんですが、そういう部分が特別的な扱いになってくるのか。どうしても、やっぱり360時間というとかかなり厳しいと思うんですけれども。例えば地域のお祭り協力とか、いろいろなものもあると思いますので、その辺の取り扱いは、江東区ではどんな形になるのでしょうか。

伊 藤 指 導 室 長 部活動指導等については勤務時間に含まれます。出張についても同様です。特例的な扱いとなるものとしては、例えば、いじめの重大事態等が発生するなど、対処に時間を要する場合などがあたると考えております。

一方で、土日等のお祭り等への対応については自主的な扱いとして時間外になると考えております。

以上です。

橋 本 委 員 ありがとうございます。

岩 佐 教 育 長 よろしいですか。

橋 本 委 員 はい。

岩 佐 教 育 長 ほかに。

鈴 木 委 員 私、この5番の健康確保についてなんですけれども、健康指導ですが、まず、ここに書いてある下から3行目の「必要に応じて産業医等による指導を受け」と書いてありますけれども、これは今、どういう形で実施されているのかということが1つ。

それから、休職されている先生がいらっしゃると思うんですが、精神的なものも多いと思うんですけれども、本区では、大体何パーセントぐ

らいの方がいらっしゃって、平均的にずっとそうなのか、特別な事情があるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

伊藤指導室長 必要に応じて行う産業医による指導・助言については、年に数回になりますが、区役所に医師が常駐している日についてご案内をさせていただき、教員の申し出に応じて受診ができるという体制を築いているところです。

今後につきましては、一定時間の勤務をした教員については、管理職から声をかけ、受診を勧める体制に進めてまいりたいと思っております。

産業医等の勤務についての予算要求も必要になってまいりますので、他区の状況も鑑みながら進めてまいりたいと考えております。

また、休職の教員についてですけれども、年度末で1%弱おりました。この中には、精神的なものとか体の病気等も含めまして、さまざまな要因が含まれております。

以上です。

鈴木委員 休職教員が1%程いらっしゃるということですが、お休みになっているので代用教員が必要になると思うんですけれども、その辺の手だてというのは、校長先生に任せたという形なんでしょうか。それをお聞きしたいんですけれども。

伊藤指導室長 手だてにつきましては、例えば都からリストをいただいておりますので、その情報の提供。また、区のほうで把握している人材についても情報提供しております。

一方で、校長先生方、あるいは管理職の先生方が、この人ならばというような、人と人とのつながりの部分もありますので、そういったネットワークも生かしながら、対応しているというのが現状です。

岩佐教育長 よろしいですか。

鈴木委員 前に、校長先生に聞いたことがあるんですけれども、育休をとられて長期にお休みになる先生とか、こういった休職中の先生の代用を探すのが非常に大変で、できれば教育委員会のほうで選んで、割り振って、宛がってほしいというお話を聞いたことがあります。ですから、現実的に、校長先生のとつでリストを見て電話してもほとんど採れないという話を聞いたことがありますので、ぜひ、その辺もこれからお願いしたいと思います。

以上です。

岩佐教育長 よろしいですか。

今、ガイドラインのほうで、上限の目安時間もやっぱり45時間を超えないようにということで。とはいうものの、60時間をクリアするにはどうしたらいいかという大きな目の前の課題があるわけですがけれども、現状、学校はどんな取り組みをしているのかということをお話をちょっと話していただけますか。

伊藤指導室長　まずは、勤務時間の実態を把握していただくことから始めたところです。これまでは、どの教員がどれだけ仕事をしているかという把握が不十分であったというのが教育現場の実態でした。

その上で、勤務が長時間にわたっている教員については、個別に、その改善について校長が面接等をしながら対応をしていくことになります。

また、区として進めてきているものですが、実を言うと、江東区はこれまで多くの人材を教育現場に派遣をしてきました。例えば、スタンダード強化講師は授業改善の中で教員の助けになる人材であるということ、また、小1支援員については、子供たちの学校への順応に対応するために、教員を支えるスタッフであるということ、こういった人員を区として充ててきたことは、負担の軽減になっていると考えております。その上で、今年度はスクールサポートスタッフといいまして、教員が授業準備や片付けをするときに手伝いをする人材、こちらについても派遣をしてきました。

こういった人材は全て、学校の授業の充実はもちろんですが、教職員が授業を進めるに当たって必ず手助けになっているものと認識をしているものでございます。

以上です。

岩佐教育長　少しずつでも60を超えないように近づきつつあるとっていいんでしょうか。

伊藤指導室長　6月に把握したものを十分に分析し、今後、他の月と比べながら、さまざまな手だてがどのような形で勤務時間の縮小につながっていくか、十分検証してまいりたいと思っております。

岩佐教育長　よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長　それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3、令和元年度「全国学力・学習状況調査」の江東区の状況についてを説明願います。

伊藤指導室長　それでは、令和元年度「全国学力・学習状況調査」の江東区の状況についてご報告いたします。資料3をごらんください。

本調査は毎年、小学校6年生、中学校3年生を対象に文部科学省が4月に実施しているものでございます。例年、教科に関する調査は国語と算数、数学については、主に知識に関するA問題と、主に活用に関するB問題に分けて実施していましたが、今年より問題の構成が変わり、一体的に出題されることとなりました。このほかに質問紙調査、いわゆるアンケート調査を行っております。

それでは、小学校の状況についてでございます。資料の表面、真ん中の縦長のボックス、5、教科に関する調査の結果の概要をごらんください。教科に関する調査の正答率と全国の平均値を100としたときの計算値を記載してあります。平成27年度から5年間の結果を掲載しておりますが、小学校は全ての調査において全国平均、都平均を上回っております。

一番下にあります令和元年度の表をごらんください。国語については全国平均100に対して106.3で、東京都平均より4.7ポイント高くなっております。算数については110.4で、東京都平均より5.9ポイント高くなっております。

これまで活用に関する問題で高い数値が出ていたのが江東区の特徴でしたので、今後もこうとう学びスタンダードの取り組みの一層の充実を通して、子供たちに考えさせたり、発表させたりすることにしっかりと取り組む等、新しい学習指導要領でねらいとしている資質・能力の確実な育成を目指して取り組みを進めてまいります。

次に、右上の6、江東区長期計画（後期）の指標との関連をごらんください。令和元年度における長期計画（後期）の小学校の目標値は109ですが、今年度の数値は108.4でした。昨年度は目標値をクリアしており、ここ数年で見ますと、ほぼ目標値を達成した状況であると考えております。また、国語、算数の授業がわかると回答した児童の割合は前回は上回っております。どちらも目標値をまたクリアしております。確実に授業改善が進められているものと考えております。

次に、7、質問紙調査の結果の概要をごらんください。児童の回答の中から特徴的なものについて記載いたしました。1点目の学校生活についてですが、「学校に行くのは楽しいと思う」と回答している児童は国や都とほぼ同じ値となっており、80%を超えています。2点目の自己肯定感や3点目のいじめについてですが、「自分にはよいところがある」と回答している児童は国や都をやや下回っておりますが、差は小さくなっております。4点目の地域とのかかわりですけれども、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と考えた児童の割合は、国や都より3ポイントほど高くなっております。

次に、8、こうとう学びスタンダードとの関連をごらんください。今回の児童へのアンケート調査の中で、学び方スタンダード、国語スタンダードの内容と関連する項目の状況について取り上げました。小学校6

年生では、家庭学習について1日に60分以上勉強する児童、自分で計画を立てて勉強する児童は国や都に比べて高くなっております。読書への親しみについては、1日に30分以上読書をしている児童、図書館等を月に1回以上利用している児童の割合は国や都より高くなっており、読書に親しんでいる児童が多いと言えます。

続きまして、中学校の状況についてでございます。資料の裏面をごらんください。まず、中央の5、教科に関する調査の結果の概要をごらんください。全国を100としたときの江東区の計算値は、国語、数学ともに昨年度より高くなっており、全国平均、都平均を上回りました。少人数習熟度別指導や中学校教科交流等の授業改善の成果があらわれてきたと捉えております。

次に、右上の6、江東区長期計画（後期）の指標との関連をごらんください。昨年度の計算値を0.7ポイント上回っており、令和元年度の目標を0.6ポイント上回りました。また、国語の授業がわかる生徒の割合は前回より0.5ポイント低くなりましたが、数学の授業がわかる生徒の割合は3.4ポイント高くなっております。これまでの成果を踏まえ、中学校における授業改善の取り組みをさらに充実させてまいります。

次に、7、質問紙調査の結果の概要をごらんください。1点目の学校生活についてですが、「学校に行くのは楽しいと思う」と回答している生徒は、国や都を上回り、80%を超えています。2点目の自己肯定感や3点目のいじめについてですが、いじめは「自分にはよいところがある」、いじめは「どんな理由があってもいけないことだ」と回答している生徒は、国や都をやや下回るものがありますが、差は小さくなっております。4点目の地域とのかかわりについては、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と答えた生徒の割合は、国や都とほぼ同じ値となっております。

次に、8、こうとう学びスタンダードとの関連をごらんください。今回の生徒へのアンケート調査の中で、学び方スタンダード、国語スタンダードの内容と関連する項目の状況について取り上げてみました。中学生では、家庭学習について1日に60分以上勉強する生徒は、国や都を上回り、自分で計画を立てて勉強する生徒については、国や都とほぼ同じ値となっております。読書への親しみについては、1日に30分以上読書をしている生徒、図書館等を月に1回以上利用している生徒の割合は、国や都より低くなっており、読書に親しむ取り組みを一層進めていく必要があると考えております。

全国学力・学習状況調査について、本区の数値をこれまでと比較し、ご説明させていただきましたが、これらの結果はあくまでも本区の児童、生徒の調査結果の平均としての結果であります。今後、各学校には個人の結果、学校ごとの結果が返却されますので、各学校でそれぞれの結果について分析し、一人一人の課題について改善を図っていくことが重要

であります。本区といたしましても、改善点を明確にし、今後の授業改善、施策展開につなげてまいります。

報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 小学校のほう在今年、目標達成の最終年度なので、ほんとうは109をクリアしたかったところですけども、0.6ポイント及ばなかったですね。昨年2ポイントオーバーして、目標数値を達成してます。それから、中のほうは去年0.1ポイント足りなかったのが、今年は0.6ポイントオーバーして目標を達成。小中ともに長期計画の目標数値を無事に達成できたということでよかったなと思っています。これを続けて、また、授業改善をしつつ、子供たちの力をつけていかなきゃいけないと思いますけど、後でこども読書計画が出ますけど、中学生になると読書に親しむ割合がぐっと下がっちゃったのが気になりますけど、頑張っ
てほしいですね。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4、平成30年度江東区のとしょかん（事業概要）についてを説明願います。

栗原江東図書館長 それでは、平成30年度江東区のとしょかん（事業概要）についてご説明いたします。資料4をごらんください。こちらは平成30年度の区立図書館の主な事業実績を冊子にまとめたものとなります。

まず、表紙をおめくりいただくと目次があり、さらに1枚おめくりいただき、1ページ目から4ページ目まで、区立図書館のこれまでの歴史を年表形式にまとめております。4ページ、右側の下段になりますが、30年度の動きでございますが、区立図書館の指定管理者制度導入に向け、事業者選定を行い、本年4月から豊洲、古石場、亀戸、砂町図書館において指定管理者による運営を開始いたしました。

続きまして、6ページ、7ページには、施設の概要を一覧としてまとめております。

続きまして、8ページをお開き願います。ここからは統計資料になります。まず、経年変化ですが、上段の表をごらんください。表の上から2段目の資料数でございますが、一番右に記載の平成30年度の欄にありますとおり、約172万4,000点で、前年度比約6,000点、0.3%の増となっております。また、表の中段少し上に記載してあります貸し出し点数、こちらは約520万点で、前年度比約3万1,000点、0.6%の増となっております。これは児童書の貸し出し件数が約5万件、

2.9%の増となったことが要因でございます。

続いて、右側9ページの2、館別・年齢別年度間利用登録者数、こちらは図書館の利用登録があり、30年度に1冊以上提供を行った利用者数のカウントとなりますが、表の右下にありますとおり、9万8,807人で、前年度比840人、約0.8%の減少となっております。

続いて、10ページをごらんください。図書館の来館者数を館別、月別に掲載しております。30年度の来館者数は表の右下にありますとおり、約328万9,000人で、前年度比約1万2,000人、0.4%の増となっております。これは江東図書館で月2回、第2、第4月曜日を開館したことが要因となっております。また、来館者の多い順では、豊洲図書館で約53万人を最高に、東陽、江東の順番となっております。

なお、蔵書数や貸し出し件数の詳細は、次の12ページから15ページに記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

ページが飛びまして、16ページをごらんください。こちらは予約サービスの状況となっております。中段の表の左側、平成30年度の予約受け付け数は約172万件となっております。また、17ページにございます予約の受け付け区分では、インターネットを利用したWebOPACの利用が77.5%となっており、図書資料の予約には、多くの利用者が自宅のパソコンや携帯電話などを通じて利用している状況となっております。また、平成29年3月よりスマートフォン版WebOPACを導入してからは、スマートフォン版のWebOPACの利用の増加が見られます。

また、19ページ以降につきましては、児童サービスやヤングアダルトサービス、障害者サービス、地域連携事業など、図書館の取り組みについて詳しく記載しております。

平成30年度の新たな取り組みについて幾つかご紹介させていただきます。児童サービスとしまして、20ページの上段に各館での行事実績を記載しておりますが、上から2番目の深川図書館におきましては、清澄庭園と連携し、青空お話を実施いたしまして、多くの方にご参加をいただいております。

さらにページが飛びまして、29ページをお開き願います。こちらの地域連携事業では、一番下の3番に記載しております、こどものほんスポンサー制度は民間事業者が社会貢献の一環として児童書を図書館に提供することによって、区内事業者との連携を図りながら、子供たちの読書環境の整備・充実を図るということを目的とした事業でございますが、こちらを新たに30年度から実施しており、2事業者、4セットのご申請をいただきました。

次に、ページが飛びまして、36ページをお開き願います。こちらは図書館内で実施した展示内容を館別に記載しておりますので、非常に細かい字になっておりますが、右下の枠外の欄に記載しましたとおり、3

あと、定期的な図書館のテーマ展示を開催し、ヤングアダルト世代のニーズを把握した上で、図書館利用を促すための環境づくりを行っております。

また、④、特別な支援を要する児童への取り組みとしましては、こども発達支援センターに出向きまして、団体貸し出しやお話会を実施いたしまして、本に親しむ機会の提供を行いました。

次に、(2) 読書活動支援にかかわる人材の育成でございますが、ボランティアの勉強会等を実施いたしまして、ボランティア相互の情報交換や技術向上を図っております。

次に、(3) 啓発・広報でございますが、図書館職員が推薦する図書に掲載したブックリストなどを作成いたしまして、ホームページで紹介するなど、ホームページ等を活用した広報を実施しております。

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据えた取り組みとしましては、先ほどご案内のとおり、全館でオリンピック・パラリンピックに関連する資料の収集及び展示を実施しております。

以上、平成30年度の実施事業の一部をご報告させていただきましたが、添付の進捗状況調査票に記載のとおり、図書館では関係所管課と連携し、さまざまな取り組みを通じて、子供の読書環境の推進に取り組んでおります。今後も関係所管課と連携し、既存事業にとどまらず、新たな効果的な取り組みにつきましても、指定管理者とともに検討を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑をお願いします。

橋 本 委 員 指定管理者導入が進んで、ユーザー満足度といいますか、区民が図書館に行きたいなとか、子供たちが図書館に行ってみたいなという気持ちに少しずつなってくればいいと思っているんですが、それに対する、こんなことをやっていますよとかいうのがもっとわかりやすく、あと、親しみやすくなるために、何かもうちょっと工夫されていることはありますか。

栗原江東図書館長 指定管理者導入に伴いまして、開館時間等が延長しているので、来館者数自体は増えているところがありますけれども、指定管理者になって、新たな取り組みとしての成果はどうかというところについては、地に足を付けた状況ですので、まずは指定管理者の運営の安定化を注力していたところもありますので、まさにこれからというところではありますけれども、具体的な取り組みとしましては、指定管理者は新たな自主事業、講座等を企画しておりまして、現在進行形で豊洲の部分につきましては、

医療機関とも連携した、例えば昭和大学江東豊洲病院と連携した講座を実施していったりだとか、亀戸とかですと、地域歴史の講演会というのも新たに実施する予定でございますので、こういったイベントの充実を踏まえて、図書館に興味を持ってもらったりだとか、あと、読書に興味を持ってもらう取り組みを進めていきたいというのが、まず1点あります。

あとは地域連携の部分につきましては、地域の拠点として図書館はこれから目指していきたいと考えておりまして、これは指定管理導入前の取り組みでございますが、先ほど申し上げたとおり、こども発達支援センターといったところに出向いて、お話し会等を実施しておりますので、例えば障害者施設だとか、地域の拠点となる地域支援、その掘り起こしを指定管理者とともにやっ払いこうと現在検討しておりますので、そういったところの地域へ足を運んで、さまざまな図書館に興味を持ってもらうところから、いろいろと取り組みを進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

岩 佐 教 育 長 よろしいですか。

橋 本 委 員 ぜひ魅力ある図書館にしていきたいと思います。

鈴 木 委 員 白河こどもとしゃかんなんですけれども、住吉へ移転するという計画で発表されましたけど、その後、現状はどんな形で、何か問題があるか、その辺をお聞きしたいんですが。

栗原江東図書館長 白河こどもとしゃかんの住吉の新しい複合施設への移転につきましては、当初から、意見交換会であるとか、説明会の中でその現状をお伝えしておりまして、今のところ移転については滞りなく、令和4年に向けて実施する方向で動いておりますので、そこから特段何か目立ってご意見をいただいているというところは現状ございません。

岩 佐 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 はい。

岩 佐 教 育 長 ほかに。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、令和元年第6回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。